

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第16号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成23年1月11日（火） 14時20分ごろ	
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼灯台から真方位225° 3.0海里付近 (概位 北緯35° 40.4′ 東経140° 49.6′)	
事故等調査の経過	平成23年1月21日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート ^{しんよう} 新洋丸、4.86トン	
船舶番号、船舶所有者等	232-35980千葉、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、銚子市犬吠埼沖において操業中、平成23年1月11日14時20分ごろ、主機が停止し、航行不能となった。 その後、本船は、巡視船により銚子市銚子漁港にえい航された。	
気象・海象	気象：天気 薄曇り、風向 北北東、気温 約5.3℃	
その他の事項	本船は、その後の点検の結果、主機の燃料フィルターが目詰まりしていることが判明した。 主機燃料フィルターは、機関取扱説明書で500時間または2～3か月ごとに取り替えるよう記載されていたが、本船では長期間取り替わられていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、犬吠埼沖において操業中、主機燃料フィルターに目詰まりが生じたことから燃料油の供給が途絶えて機関が停止し、航行不能になったものと考えられる。 主機燃料フィルターは、長期間取り替えられず、汚損が進行して目詰まりが生じたものと考えられる。 船長が、主機燃料フィルターを適切な間隔で交換していれば、本インシデントの発生を防止できた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、犬吠埼沖において操業中、主機燃料フィルターに目詰まりが生じたため、機関が停止したことにより発生したものと考えられる。	